

現行海面漁業権と漁場計画（案）の比較

種類	事項	現行漁業権	漁場計画（案）
第一種共同漁業権	漁業の名称 （魚種）	15種類	既存魚種：現行と同じ（15種類） 新規魚種：あかもく（1号、2号、3号、5号） くろも（1号、2号） にいな（5号） ひじき（5号） なまこ（8号） 計5種類増
	漁業時期	海藻類については期間設定 貝類、動物は周年	現行と同じ
	漁場の区域	6海区に区分 距岸 1,500m（岩美町～大栄町） 2,000m（東伯町～境港市） 次の港内を除く （漁港）酒津漁港、泊漁港、御来屋 漁港、淀江漁港 （港湾）鳥取港、赤碕港	6海区に区分（現行と同じ） 距岸 1,500m（岩美町～北栄町） 2,000m（琴浦町～境港市） 次の港内を除く （漁港）泊漁港、淀江漁港 （港湾）鳥取港、赤碕港
	制限又は条件	・公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の 確保に努めなければならない。	現行と同じ
	存続期間	10年間	現行と同じ
第三種共同漁業権	漁業の名称	地びき網漁業	地びき網漁業（現行と同じ）
	漁業時期	周年	現行と同じ
	漁場の区域	2海区 ①北条町～大栄町 距岸 1,000m （一部魚礁部分を除く） ②米子市（皆生漁港より西） 距岸 2,000m ③米子市、日吉津村 （皆生漁港より東）距岸300m	2海区 ①北栄町 距岸 1,000m （一部魚礁部分を除く） ②米子市（皆生漁港より西） 距岸 2,000m
	制限又は条件	（北条町～大栄町） ア 標識として一辺の長さが 50 センチメー トル以上の旗をその部分が水面上 1.5 メー トル以上の高さになるように設置しなけれ ばならない。 標識は、漁具の袋網部及び左右両側の袖 網部にそれぞれ 1 箇所以上、計 3 箇所以上 設置することとし、袋網部の標識には 1 本 の竿に赤色旗及び白色旗を、右側の袖網部 の標識には白色旗を、左側の袖網部の標識 には赤色旗を用いるものとする。ただし、 夜間にあつては、旗を灯火に変えた形で標 識を設置しなければならない。 イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益 の確保に努めなければならない。 （米子市） ア 漁具の外角に漁具標識を設置しなければ ならない。ただし、夜間にあつては灯火に よる標識によるものとする。 イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益 の確保に努めなければならない。	現行と同じ
存続期間	5年間	現行と同じ	

※漁場の区域等は旧市町村の表記

漁業種類	事項	現行漁業権		漁場計画（案）					
		漁業の名称	漁業時期	漁場の区域	漁業の名称	漁業時期	漁場の区域	備考	
第一種 区画 漁業		わかめ養殖業	11/1～3/31	東漁港内	わかめ養殖業	11/1～ <u>4/30</u>	東漁港内	既存	
		わかめ養殖業	11/1～4/30	田後港内	わかめ養殖業			新規	
		わかめ養殖業	11/1～4/30	田後港内	わかめ養殖業	11/1～4/30	田後港内	既存	
		あわび養殖業	周年	酒津漁港内				除く	
		ひらめ小割式養殖業	周年	船磯漁港内				除く	
		わかめ養殖業	11/1～3/31	船磯漁港内	わかめ養殖業	11/1～3/31	船磯漁港内	変更	
		わかめ養殖業			わかめ養殖業			変更	
		いわがき養殖業	周年	船磯漁港内	いわがき養殖業	周年	船磯漁港内	変更	
		わかめ養殖業	11/1～3/31	泊漁港内	わかめ養殖業	11/1～ <u>4/30</u>	泊漁港内	既存	
		わかめ養殖業	11/1～3/31	赤碓港内	わかめ養殖業	11/1～3/31	赤碓港内	既存	
		わかめ養殖業			わかめ養殖業				
		わかめ養殖業	10/21～4/30	平田漁港内	わかめ養殖業	10/21～4/30	平田漁港内	既存	
		—			のり養殖業			新規	
		わかめ養殖業			わかめ養殖業			既存	
		わかめ養殖業	10/21～4/30	大山町地先	わかめ養殖業	10/21～4/30	大山町地先	既存	
		のり養殖業	10/21～4/30	米子市淀江町地先				除く	
		魚類（ぶり・ふぐ・さば・ぎんざけ）小割式養殖業	周年	境港市沖	魚類（ぶり・ふぐ・さば・ぎんざけ・あじ）小割式養殖業	周年	境港市沖	魚種追加	
				いわがき養殖業	周年	境港市沖	新規		
	制限又は条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。</li> <li>公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。</li> </ul>		現行と同じ					
	存続期間	5年間		5年間（現行と同じ）					
定置 漁業	漁業種類	これまで設定なし		定置漁業					
	漁業の名称			浦富沖 雑魚定置漁業		御来屋沖 雑魚定置漁業			
	漁業時期			浦富沖 周年		御来屋沖 周年			
	漁場の区域			浦富沖 岩美町浦富地先		御来屋沖 大山町御来屋地先			
	制限又は条件			<ul style="list-style-type: none"> <li>船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。</li> <li>公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。</li> </ul>					
	存続期間			5年間					

**鳥取県公安委員会告示第1号**

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の31第1項の規定による指定を受けた財団法人鳥取県交通安全協会から、交通安全活動推進センターに関する規則（平成10年国家公安委員会規則第3号）第3条第1項の規定に基づき、名称、事務所の所在地及び代表者の氏名を変更する旨の届出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年5月10日

鳥取県公安委員会委員長 宇 野 松 人

変更後の名称	変更後の事務所の所在地	変更後の代表者の氏名	変更年月日
一般財団法人鳥取県交通安全協会	鳥取市東町一丁目271	山下慶久	平成25年4月1日

**海区漁業調整委員会告示****鳥取海区漁業調整委員会告示第3号**

漁業の免許の内容等の事前決定について知事に意見を述べるため、漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第4項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

漁場計画案は、平成25年5月10日（金）から同月20日（月）までの間、鳥取県農林水産部水産振興局水産課（鳥取市東町一丁目220）、鳥取県栽培漁業センター（東伯郡湯梨浜町大字石脇1166）、鳥取県境港水産事務所（境港市昭和町9-7）及び海面に接している市町村の市役所又は町村役場において一般の縦覧に供する。

平成25年5月10日

鳥取海区漁業調整委員会会長 田 口 勝 蔵

## 1 開催日時及び場所

(1) 日時 平成25年5月21日（火）午前10時から

(2) 場所 倉吉市駄経寺町187-1 倉吉交流プラザ2階 生涯学習センター第1研修室

## 2 案件

海面における漁業の免許の内容となるべき事項、免許予定日、申請期間並びに共同漁業の関係地区並びに区画漁業及び定置漁業の地元地区の事前決定について

## 3 公述人

公聴会において発言を希望する利害関係人は、住所、氏名、職業（漁業に従事する者にあつては従事する漁業の種類を含み、勤務先のある者にあつては勤務先の名称及び所在地を含む。）及び発言内容の要旨を記載した書面を平成25年5月20日（月）正午までに鳥取海区漁業調整委員会事務局（鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部水産振興局水産課内）に提出すること。

**内水面漁場管理委員会告示****鳥取県内水面漁場管理委員会告示第4号**

漁業の免許の内容等の事前決定について知事に意見を述べるため、漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第4項及び第130条第4項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

漁場計画案は、平成25年5月10日（金）から同月20日（月）までの間、鳥取県農林水産部水産振興局水産課（鳥